愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

愛知県・名古屋市条例と化管法の届出制度の違い及び県内のPRTR届出状況

愛 知 県 環境局 環 境 政 策 部 環境活動推進課
名古屋市 環境局 地域環境対策部 地域環境対策課

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

本日お話しする内容

1　化管法と条例の概要・違い

2　条例届出に関する注意点と電子化

3　県内のPRTR届出状況

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

本日お話しする内容

1　化管法と条例の概要・違い

2　条例届出に関する注意点と電子化

3　県内のPRTR届出状況

化学物質関係条例（愛知県・名古屋市）

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

県条例　～県民の生活環境の保全等に関する条例～

名古屋市を除く愛知県内の全市町村で適用

（豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市においては、愛知県事務処理特例条例により当該条例に係る事務を移譲）

市条例　～市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例～

名古屋市内で適用

化管法と条例の概要

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

化管法　～特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律～

・化学物質管理指針
・PRTR制度（排出量/移動量の把握と届出）
・SDS制度　　など

県条例　～県民の生活環境の保全等に関する条例～
市条例　～市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例～

・化学物質適正管理指針
・取扱量の把握、知事への届出
・特定化学物質等管理書の作成・提出／届出
・事故時の応急措置、通報、届出　など

化管法と条例の概要　～管理指針～

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

化管法　～特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律～

・化学物質管理指針
・PRTR制度（排出量/移動量の把握と届出）
・SDS制度　　など

県条例　～県民の生活環境の保全等に関する条例～
市条例　～市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例～

・化学物質適正管理指針
・取扱量の把握、知事への届出
・特定化学物質等管理書の作成・提出／届出
・事故時の応急措置、通報、届出　など

化管法と条例の概要　～管理指針～

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

	化学物質管理指針 ［化管法］	化学物質適正管理指針 ［県/市条例］
目的	化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止する	化学物質の適正管理の効果的な実施を促進し、環境保全上の支障を未然に防止する
対象	第一種・第二種指定化学物質を取り扱う事業者	化学物質を業として取り扱うすべての事業者
主な内容	管理方法 – 管理計画の策定、取扱量等の把握、点検、排出抑制 使用の合理化 – 工程の見直し、回収・再利用促進 排出状況等に関する国民の理解の増進 – 窓口の明確化、報告書等による情報提供 性状等に関する情報の活用 – SDSデータの周知徹底、活用	管理方法 – 管理計画の策定、取扱量等の把握、排出抑制 事故予防、発生時の措置 – 危険性の周知、事故対応マニュアルの作成、訓練の実施、事故時の応急措置 排出状況等に関する県民への情報提供 – 排出状況や管理状況のHPへの掲載、説明会の実施 特定化学物質等管理書の作成

化管法と条例の概要　～届出内容～

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

化管法　～特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律～

・化学物質管理指針
・PRTR制度（排出量/移動量の把握と届出）
・SDS制度　　など

県条例　～県民の生活環境の保全等に関する条例～
市条例　～市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例～

・化学物質適正管理指針
・取扱量の把握、知事への届出
・特定化学物質等管理書の作成・提出／届出
・事故時の応急措置、通報、届出　など

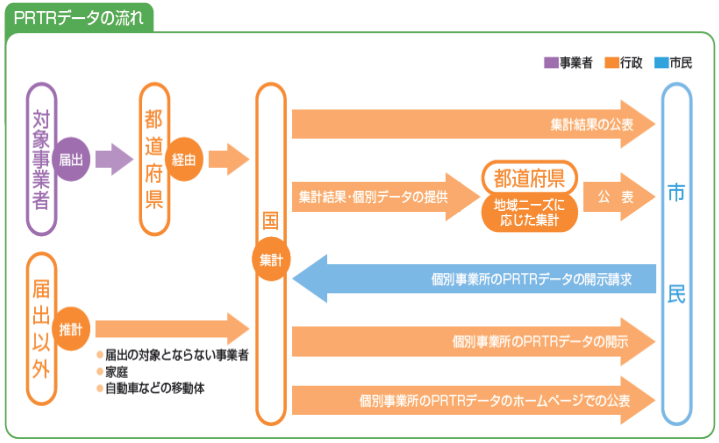
化管法と条例の概要　～届出内容～

○PRTR：Pollutant Release and Transfer Register
－化学物質排出移動量届出制度－［化管法］

第一種指定化学物質の**排出量**や
移動量を、事業者が自ら把握し、
県（市※）を通じて国に届出する

（**排出量**…環境中に排出された量
移動量…廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出された量）

※ 市：名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市



国は、事業者からの届出を集計するとともに、対象外の事業所、農家、家庭、自動車などからの排出量を推計し、公表する

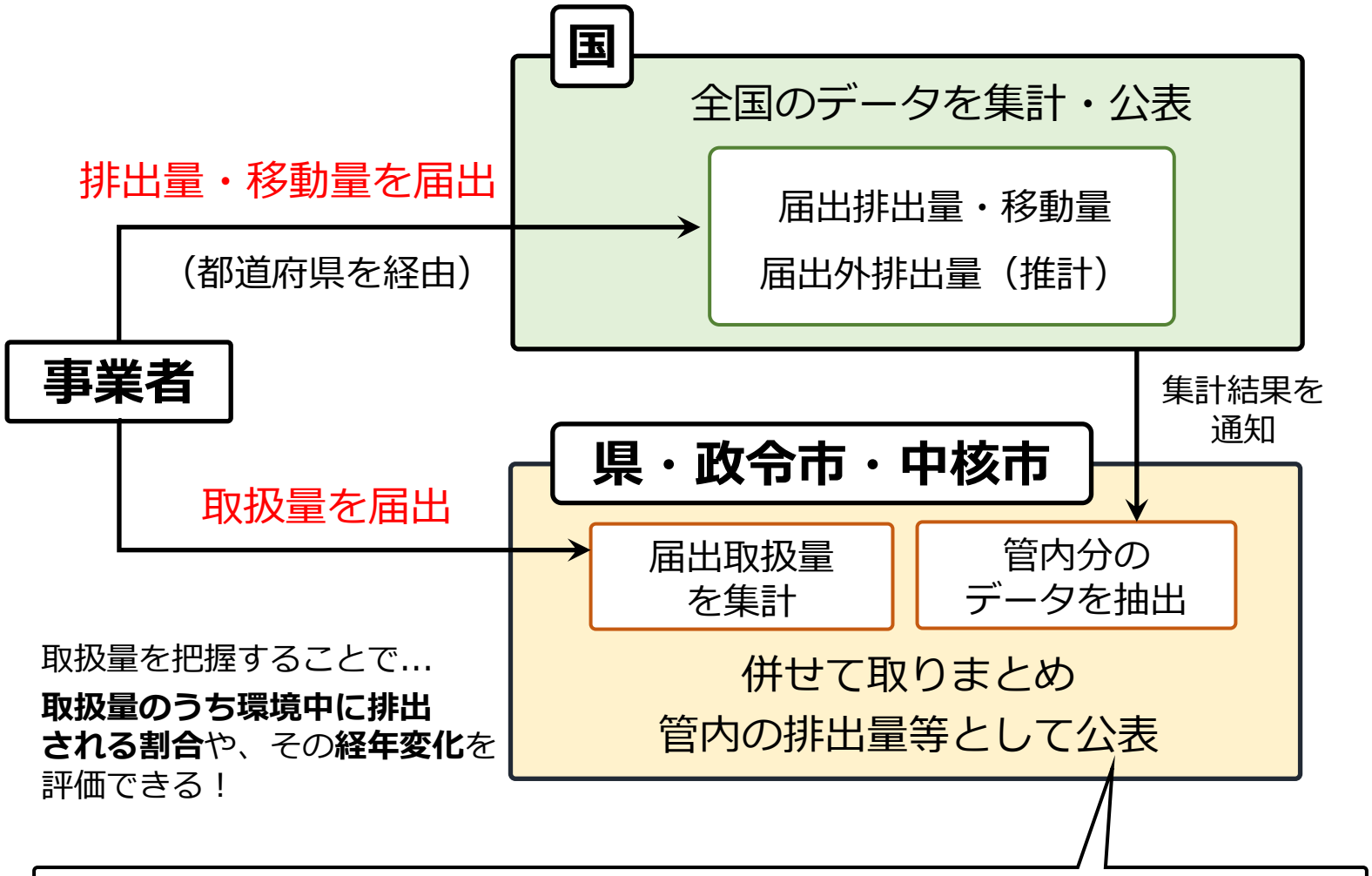
○取扱量の把握と知事への届出［県/市条例］

第一種指定化学物質の**取扱量**を、事業者が自ら把握し、
知事（市長）に届出※する（第68条/第48条）

（**年間取扱量**＝年間製造量＋**年間使用量**
年間使用量＝年間購入量＋年度当初在庫量－年度末在庫量）

（※特別要件施設のみを有する事業所を除く）

PRTRデータの集計・公表に係る化管法と条例との関係



- 愛知県排出量等公表結果（県Webページ）
  https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/syuukeikekka.html
- 名古屋市排出量等公表結果（市Webページ）
  https://www.city.nagoya.jp/jigyou/gomi/1026075/1026141/1026144/1026149/index.html

化管法と条例の概要　～管理書等～

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

化管法　～特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律～

・化学物質管理指針
・PRTR制度（排出量/移動量の把握と届出）
・SDS制度　　など

県条例　～県民の生活環境の保全等に関する条例～
市条例　～市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例～

・化学物質適正管理指針
・取扱量の把握、知事への届出
・特定化学物質等管理書の作成・提出／届出
・事故時の応急措置、通報、届出　など

化管法と条例の概要　～管理書～

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

特定事業者※1/特定化学物質等取扱事業者※1は、当該事業所ごとに、
特定化学物質等の管理体制等について定め、その内容を記載した
特定化学物質等（適正）管理書を知事（市長）へ提出（第69条/第49条）

※１　条例に基づく取扱量の届出対象者のうち、従業員の数が21人以上である事業所を有する事業者

※２　愛知県条例と名古屋市条例で異なる場合、スラッシュ（県/市）で区別しています。

①管理方針及び管理計画

・化学物質の管理、排出抑制等に関する基本方針

・排出削減の目標、対策、達成時期等

②取り扱う化学物質の名称

③取扱施設における管理方法

・化学物質の製造･使用･貯蔵施設の管理方法、取扱工程

・排出抑制措置　　・代替物質への転換の検討　　など

④管理組織

⑤事故の予防及び事故発生時の措置

管理内容や取り扱う化学物質などに変更があったら、変更届出の提出もお願いします。



化管法と条例の概要　～事故時の措置～

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

管理書の対象となる事業所
＝
特定事業所において、事故により特定化学物質が大気中や公共用水域に排出され、又は地下に浸透し、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれがある場合は、次の措置を講ずること（第70条／50条）

〔１〕　直ちに、排出等を防止する応急措置を講じる

〔２〕　事故の状況を知事（市長）に通報/報告する

〔３〕　応急措置の概要等について知事（市長）へ届出/報告をする

※　名称等の記載ぶりが異なりますが、市条例においても内容は変わりません

※　愛知県条例と名古屋市条例で異なる場合、スラッシュ（県/市）で区別しています

＜届出する主な内容＞

- 大気中・公共用水域に排出され、又は地下に浸透した特定化学物質の名称
- 事故の発生日時、通報日時
- 事故の発生状況、その原因の概要
- 応急措置及び再発防止のための措置等の概要

特定事業所に該当しない場合は「化学物質適正管理指針」に基づく事故時の措置を実施してください。



愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

本日お話しする内容

1　化管法と条例の概要・違い

2　条例届出に関する注意点と電子化

3　県内のPRTR届出状況

特定化学物質取扱量届出（本紙と別紙）

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

●県条例様式

（本紙）

様式第４６（第７７条関係）

特定化学物質取扱量届出書

年　月　日

東三河総局長
県民事務所長　殿
市　長

住　所
届出者　郵便番号
氏　名

（名称及び代表者の氏名）

県民の生活環境の保全等に関する条例第６８条第２項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
前回の届出における事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所において常時使用される従業員の数	
事業所において行われる事業が	
主たる業種	
特定化学物質取扱量	別紙のとお
※受付欄	
連絡先 所属	
連絡先 氏名	
連絡先 電話番号	
連絡先 ファクシミリ番号	
連絡先 メールアドレス	

備考　１　前回の届出における事業所の名称の欄に
２　※印の欄には、記載しないこと。
３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産

（別紙）

別紙

※整理番号

別紙番号

番号	管理番号	特定化学物質の名称	取扱量（単位kg）

備考　１　別紙が２枚以上になる場合には、別紙相互の欄に通し番号を記入すること。
２　番号の欄には、次号の管理番号欄に番号を割り振ること。
３　管理番号及び特定化学物質の名称の欄には、ＰＲＴＲ届出（特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（平成１１年法律第８６号）第６条第２項の規定による届出をいう。）の際に記載する第一種指定化学物質の管理番号及び名称を記載すること。
４　取扱量の単位はキログラムとして、有効数字は２桁とする。
５　※印の欄には、記載しないこと。

●市条例様式

（本紙）

第12号様式（第44条関係）

特定化学物質取扱量届出書

年　月　日

名古屋市長　様

届出者　郵便番号
住　所

名　称
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第２項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	
工場等の所在地	
工場等において常時使用される従業員の数	
事業者が常時使用する従業員の数（全社）	
工場等において行われる事業が属する業種	業種名
	うち主たるもの
特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量	別紙番号（1
本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細	
第１項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をする	
連絡先 担当部署	
連絡先 担当者氏名	
連絡先 電話番号等	
※　整理番号	

注１　「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従
は、前年４月１日現在（前年度中に事業を開始した事業者にあっては、事業を
を記載してください。
２　「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における
最上欄に記載し、２以上の業種に属する事業を行う工場等にあっては、次欄以
てください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類
てください。
３　※印のある欄は記載しないでください。
備考　届出書及び別紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とします。

（別紙）

別紙

別紙番号

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量

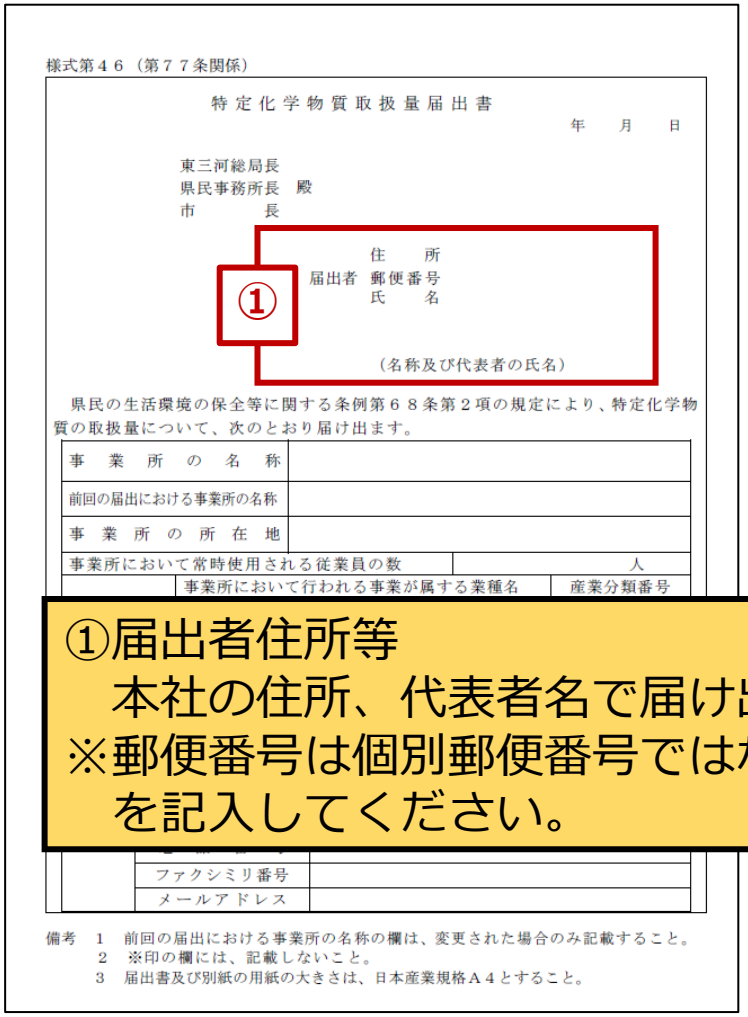
番号	特定化学物質の管理番号	特定化学物質の名称	年間取扱量（kg／年）
	第　号		
	第　号		
	第　号		
	第　号		
	第　号		
	第　号		
	第　号		
	第　号		
	第　号		

整理番号　※

条例の届出における注意点①（本紙）

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

●県条例様式



様式第４６（第７７条関係）

特定化学物質取扱量届出書

年　月　日

東三河総局長
県民事務所長　殿
市　　長

①
住　　所
届出者 郵便番号
氏　　名

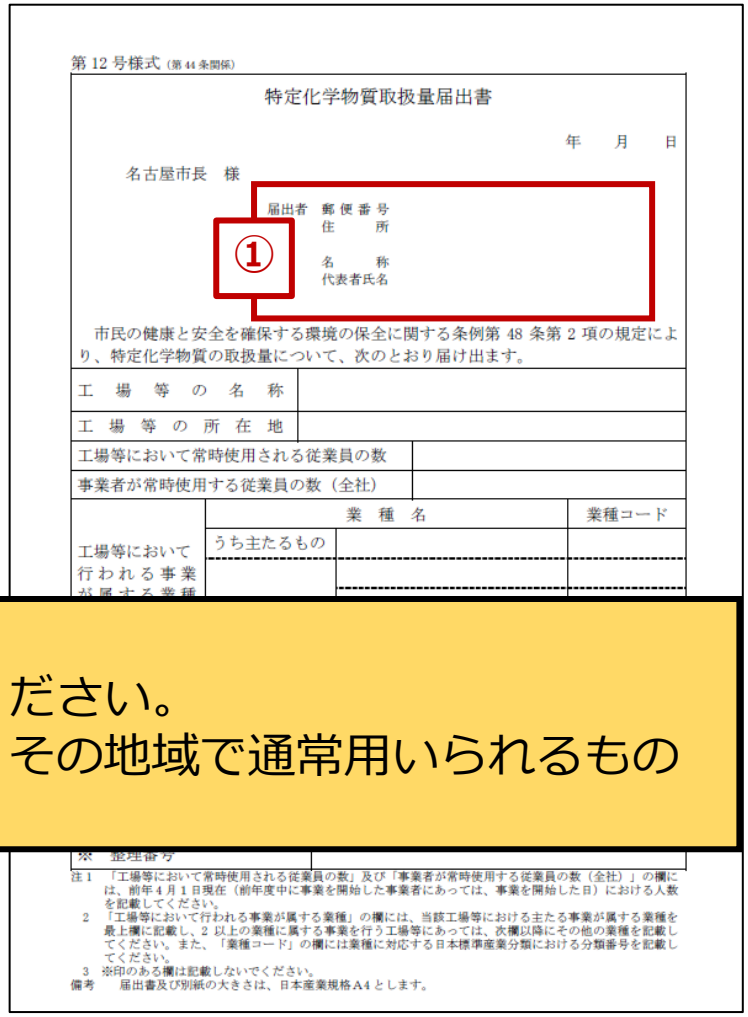
（名称及び代表者の氏名）

県民の生活環境の保全等に関する条例第６８条第２項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
前回の届出における事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所において常時使用される従業員の数	人
事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号
ファクシミリ番号	
メールアドレス	

備考　１　前回の届出における事業所の名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
　　２　※印の欄には、記載しないこと。
　　３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

●市条例様式



第12号様式（第44条関係）

特定化学物質取扱量届出書

年　月　日

名古屋市長　様

①
届出者 郵便番号
住　　所
名　　称
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第２項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		
工場等の所在地		
工場等において常時使用される従業員の数		
事業者が常時使用する従業員の数（全社）		
工場等において行われる事業が属する業種	業種名	業種コード
	うち主たるもの	
※　整理番号		

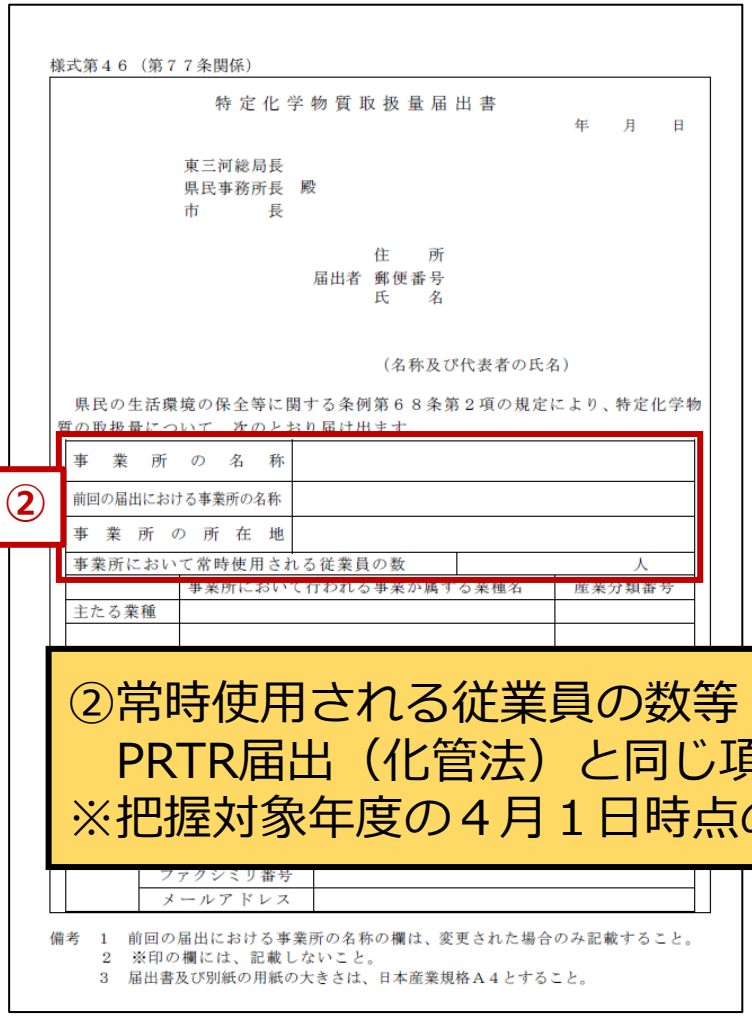
注１　「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数（全社）」の欄には、前年４月１日現在（前年度中に事業を開始した事業者にあっては、事業を開始した日）における人数を記載してください。
　２　「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、２以上の業種に属する事業を行う工場等にあっては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。
　３　※印のある欄は記載しないでください。
備考　届出書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

①届出者住所等
　本社の住所、代表者名で届け出てください。
※郵便番号は個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを記入してください。

条例の届出における注意点②（本紙）

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

●県条例様式



様式第４６（第７７条関係）

特定化学物質取扱量届出書

年　月　日

東三河総局長
県民事務所長　殿
市　　長

住　　所
届出者　郵便番号
氏　　名

（名称及び代表者の氏名）

県民の生活環境の保全等に関する条例第６８条第２項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

②

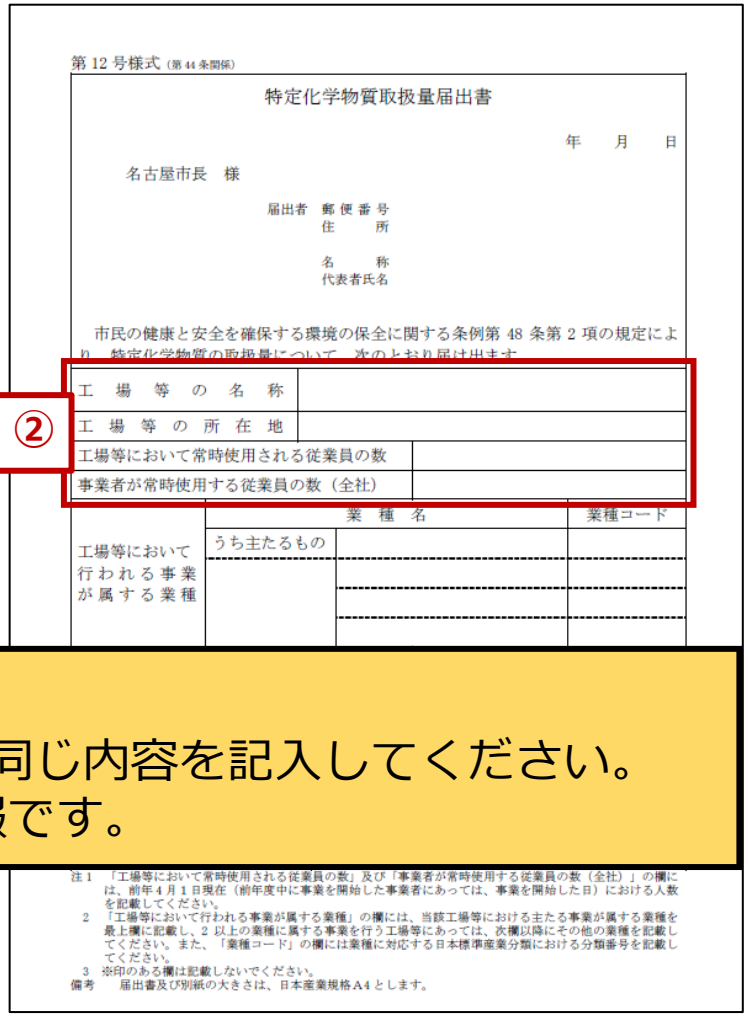
事業所の名称	
前回の届出における事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所において常時使用される従業員の数	人

	事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号
主たる業種		

ファクシミリ番号	
メールアドレス	

備考　１　前回の届出における事業所の名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
２　※印の欄には、記載しないこと。
３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

●市条例様式



第12号様式（第44条関係）

特定化学物質取扱量届出書

年　月　日

名古屋市長　様

届出者　郵便番号
住　　所

名　　称
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第２項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

②

工場等の名称	
工場等の所在地	
工場等において常時使用される従業員の数	
事業者が常時使用する従業員の数（全社）	

	業種名	業種コード
工場等において行われる事業が属する業種	うち主たるもの	

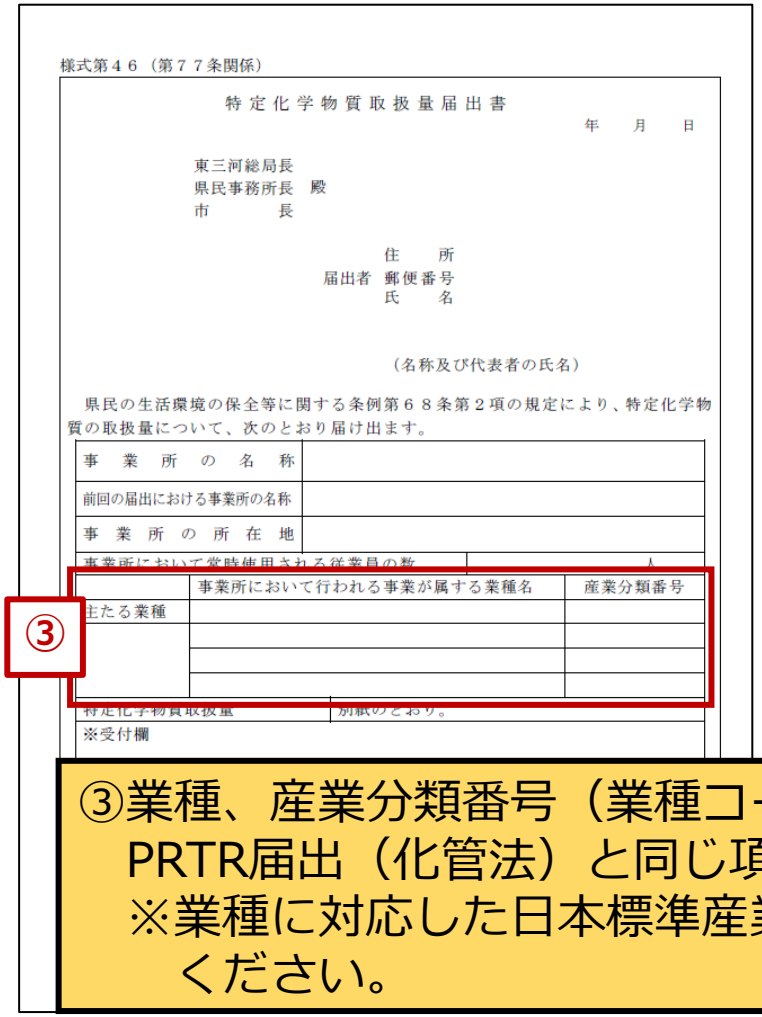
注１　「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数（全社）」の欄には、前年４月１日現在（前年度中に事業を開始した事業者にあっては、事業を開始した日）における人数を記載してください。
２　「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、２以上の業種に属する事業を行う工場等にあっては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。
３　※印のある欄は記載しないでください。
備考　届出書及び別紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とします。

②常時使用される従業員の数等
　PRTR届出（化管法）と同じ項目は同じ内容を記入してください。
※把握対象年度の４月１日時点の情報です。

条例の届出における注意点③（本紙）

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

●県条例様式



様式第４６（第７７条関係）

特定化学物質取扱量届出書

年　月　日

東三河総局長
県民事務所長　殿
市　　長

住　　所
届出者 郵便番号
氏　　名

（名称及び代表者の氏名）

県民の生活環境の保全等に関する条例第６８条第２項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

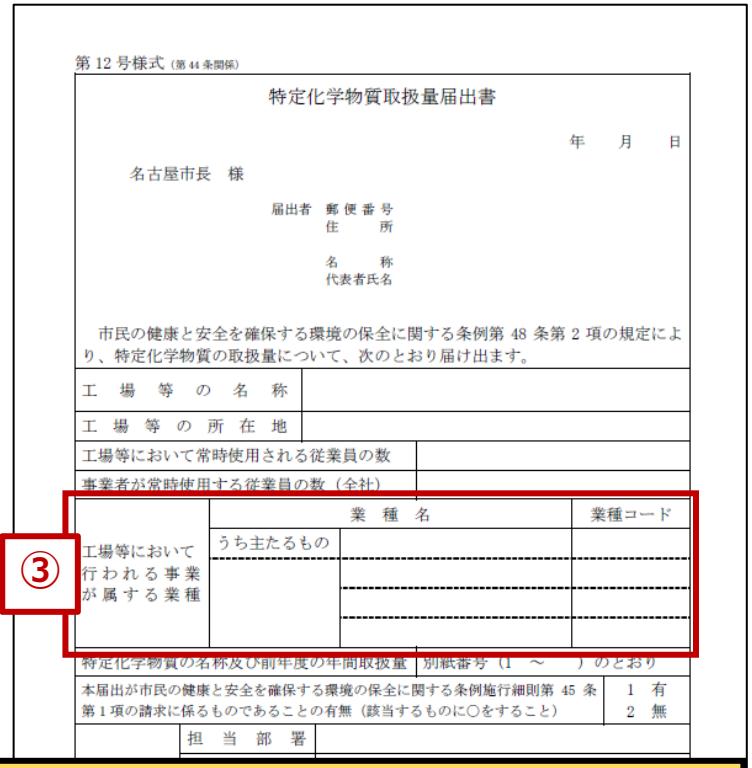
事業所の名称	
前回の届出における事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所において常時使用される従業員の数	人

	事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号
主たる業種		

特定化学物質取扱量	別紙のとおり。
※受付欄	

③

●市条例様式



第12号様式（第44条関係）

特定化学物質取扱量届出書

年　月　日

名古屋市長　様

届出者 郵便番号
住　　所

名　　称
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第２項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称			
工場等の所在地			
工場等において常時使用される従業員の数			
事業者が常時使用する従業員の数（全社）			
工場等において行われる事業が属する業種	業種名		業種コード
	うち主たるもの		
特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量	別紙番号（1　～　） のとおり		
本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第45条第１項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）			1 有 2 無
担当部署			

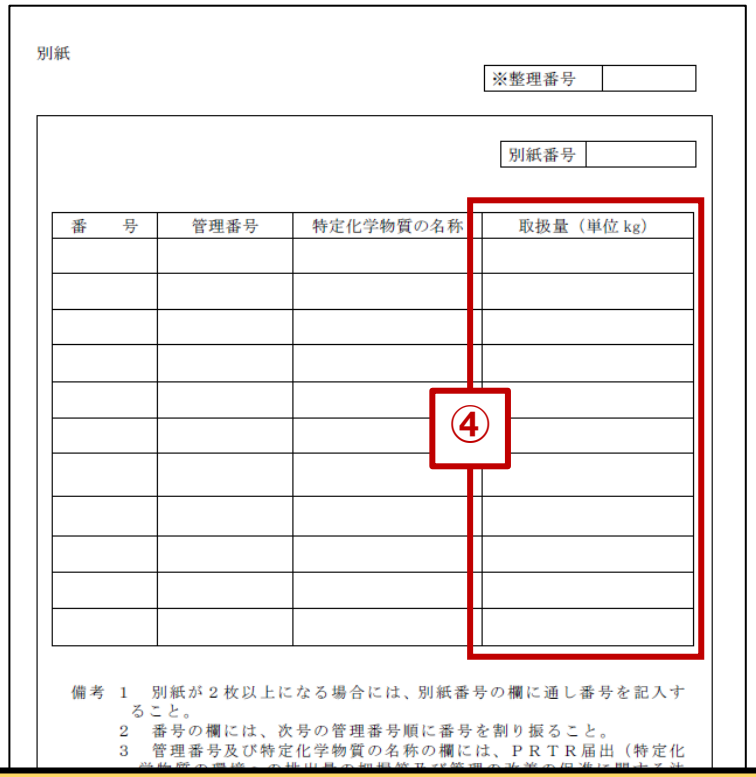
③

③業種、産業分類番号（業種コード）
PRTR届出（化管法）と同じ項目は同じ内容を記載してください。
※業種に対応した日本標準産業分類における分類番号を記載してください。

条例の届出における注意点④（別紙）

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

●県条例様式



別紙

※整理番号

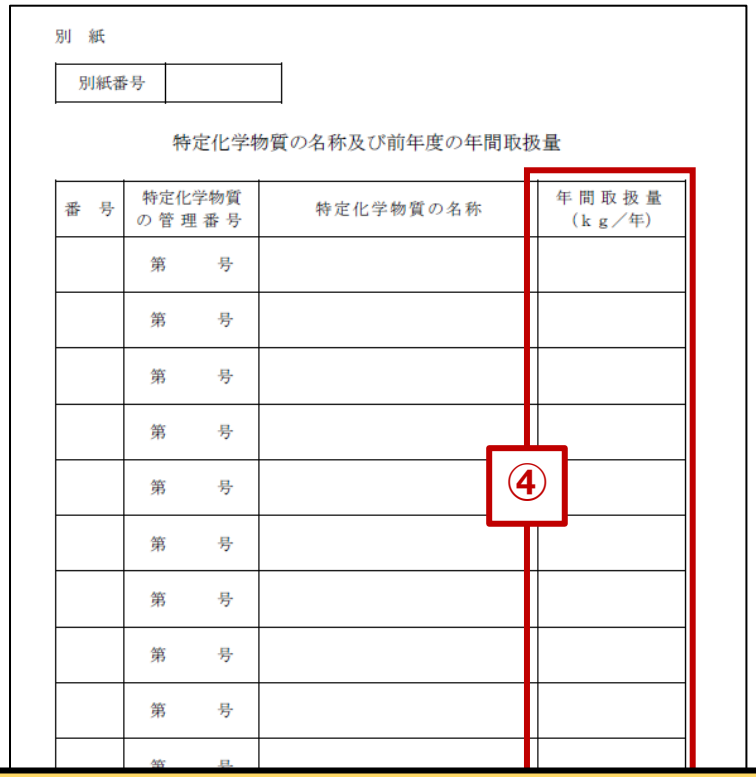
別紙番号

番　号	管理番号	特定化学物質の名称	取扱量（単位 kg）

④

備考　1　別紙が２枚以上になる場合には、別紙番号の欄に通し番号を記入すること。
2　番号の欄には、次号の管理番号順に番号を割り振ること。
3　管理番号及び特定化学物質の名称の欄には、ＰＲＴＲ届出（特定化

●市条例様式



別　紙

別紙番号

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量

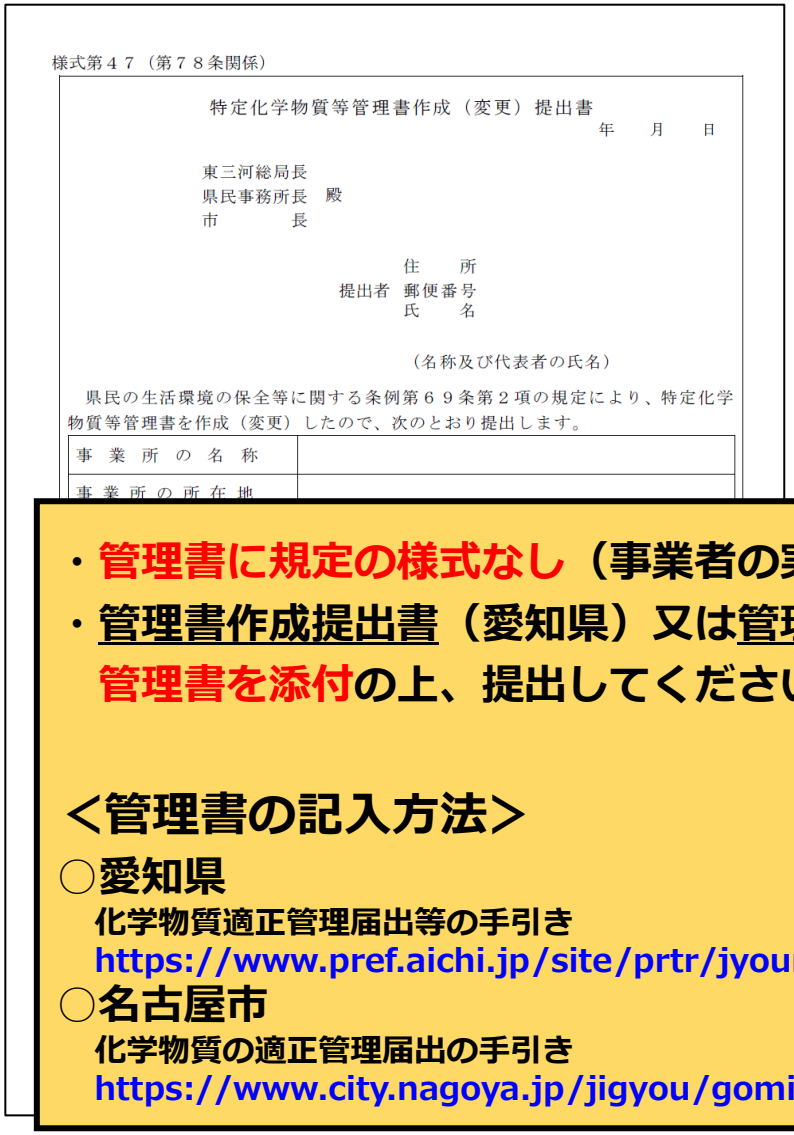
番　号	特定化学物質の管理番号	特定化学物質の名称	年間取扱量（ｋｇ／年）
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		

④

単位、有効数字の誤りが例年多くみられます。

④取扱量（年間取扱量）
取扱量の**単位はキログラム（kg）**、**有効数字２桁**で記載してください。
（年間取扱量1,000kg以上、特定第一種指定化学物質は年間500kg以上になっているか確認）

特定化学物質等（適正）管理書



様式第４７（第７８条関係）

特定化学物質等管理書作成（変更）提出書

年　月　日

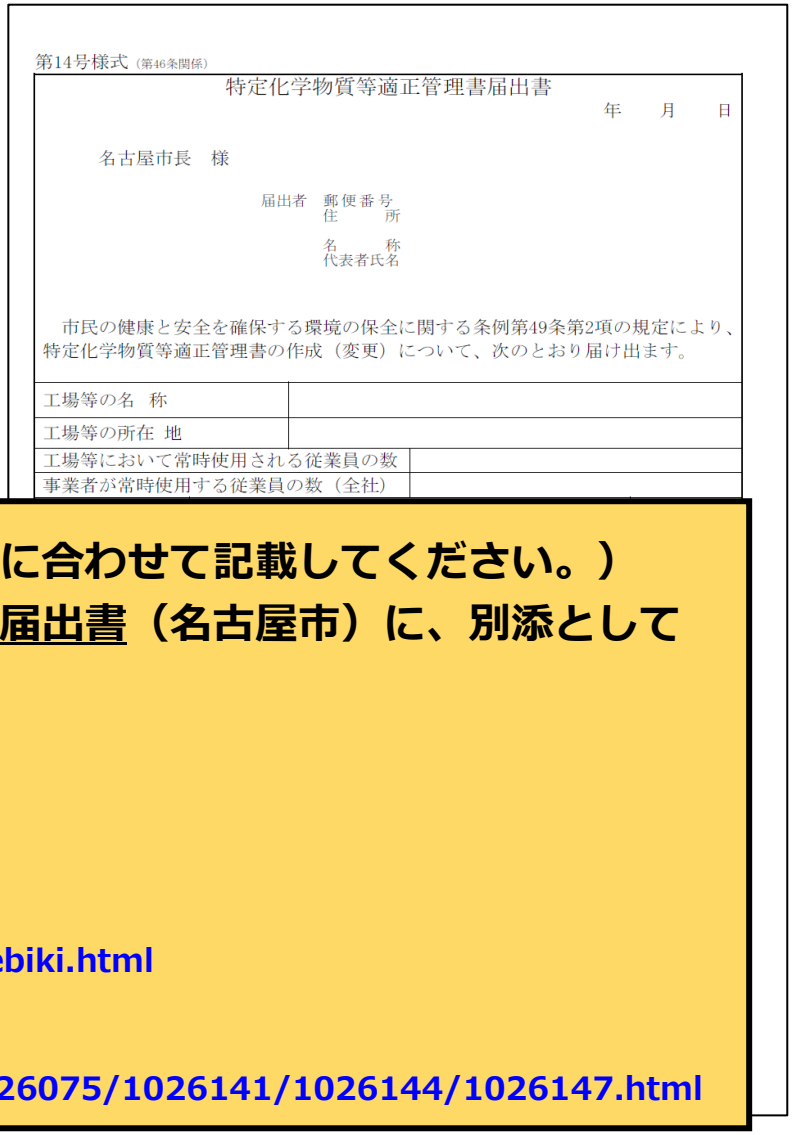
東三河総局長
県民事務所長　殿
市　長

住　所
提出者　郵便番号
氏　名

（名称及び代表者の氏名）

県民の生活環境の保全等に関する条例第６９条第２項の規定により、特定化学物質等管理書を作成（変更）したので、次のとおり提出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	



第14号様式（第46条関係）

特定化学物質等適正管理書届出書

年　月　日

名古屋市長　様

届出者　郵便番号
住　所
名　称
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第49条第2項の規定により、特定化学物質等適正管理書の作成（変更）について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	
工場等の所在地	
工場等において常時使用される従業員の数	
事業者が常時使用する従業員の数（全社）	

- **管理書に規定の様式なし**（事業者の実情に合わせて記載してください。）
- 管理書作成提出書（愛知県）又は管理書届出書（名古屋市）に、別添として**管理書を添付**の上、提出してください。

<管理書の記入方法>

○愛知県

化学物質適正管理届出等の手引き
https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/jyoureitebiki.html

○名古屋市

化学物質の適正管理届出の手引き
https://www.city.nagoya.jp/jigyou/gomi/1026075/1026141/1026144/1026147.html

届出に関するQ&A

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

●取扱量の把握対象化学物質は？

Ｑ１：条例の特定化学物質等の取扱量の把握対象物質は、化管法の排出・移動量の対象物質以外も含まれるのか。

Ａ１：化管法に基づく排出・移動量の届出対象物質に関して、把握している取扱量を条例に基づき届け出ていただくこととなりますので、当該対象物質以外は含まれません。

●特別要件施設の取扱いは？

Ｑ２：特別要件施設があるため、化管法の届出対象となっているが、条例の取扱量の届出対象となるか。

Ａ２：特別要件施設のみで化管法の届出対象となった事業者は、化管法に基づき取扱量を把握していないことから、条例の取扱量の届出対象とはなりません。
ただし、年間取扱量が１トン（特定第一種指定化学物質の場合は0.5トン）以上ある場合は届出対象となります。

届出に関するQ&A

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

●少量取扱いの特定化学物質も事故通報・届出の対象か？

Ｑ３：条例では特定事業所における事故時の措置の届出は特定化学物質の事故について行うことになっているが、化管法の届出が不要である取扱量が少量の特定化学物質についても必要か。

Ａ３：事故により特定化学物質が大気や公共用水域へ排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は年間取扱量が少量であっても対象となります。

●自然災害による事故も対象か？

Ｑ４：条例や管理指針の「事故」には地震、台風などの自然災害による事故も含まれるのか。

Ａ４：自然災害による事故も含まれます。

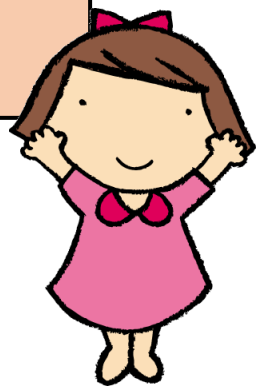
届出前チェック項目

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

✅ 届出を行う特定化学物質は化管法及び条例で同一になっていますか？（特別要件施設に係る物質を除く）

✅ 「条例の取扱量≧化管法の排出量+移動量」となっていますか？

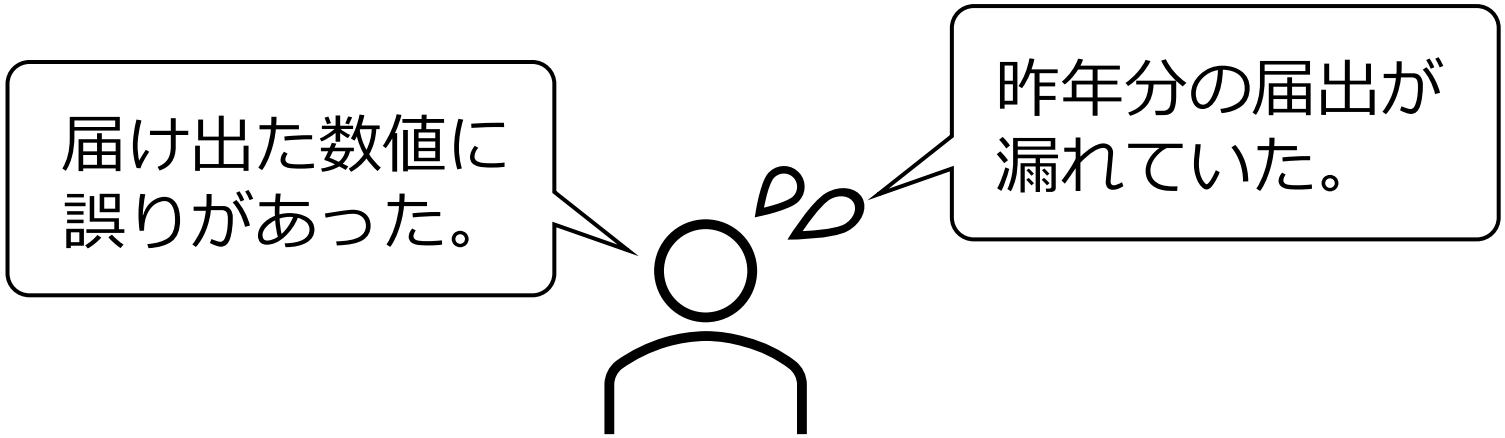
化管法において排出量等の届出対象となる事業者は、
条例でも取扱量の届出対象となります。
（特別要件施設のみを有する事業所を除く）



● **条例届出記入例等はこちら（県・市Webページ）**

・愛知県
https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/youshiki.html#jyoureiyoushiki46
・名古屋市
https://www.city.nagoya.jp/jigyou/gomi/1026075/1026141/1026144/1026147.html

過去の届出内容の修正・届出忘れについて



過去5年間分について、**届出内容の修正・届出忘れ**があった場合は、速やかに届出先（各県民事務所等、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市）にご相談ください。

※化管法に基づく排出量等の届出にも修正・届出忘れがないかご確認ください。

化学物質関連届出の電子化

○愛知県

あいち電子申請・届出システム

※豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の事業所については、Webページ下部の「申請団体選択」からそれぞれの市を選択することで届出できます。
詳細は各市にお問い合わせください。

https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi



○名古屋市

名古屋市電子申請サービス

https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya



電子届出が可能な手続きについて

① **電子情報処理組織使用届出書（化管法）**

※**愛知県**○、**名古屋市**○、**豊橋市**○（電子メールのみ）、岡崎市×、**一宮市**○、**豊田市**○

② **特定化学物質取扱量の届出（条例）**

※**愛知県**○、**名古屋市**○、**豊橋市**○、**岡崎市**○、**一宮市**○、**豊田市**○

③ **特定化学物質等（適正）管理書の提出（条例）**

※**愛知県**○、**名古屋市**○、**豊橋市**○、**岡崎市**○、**一宮市**○、**豊田市**○

化学物質関連届出は電子での届出がおすすめです

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

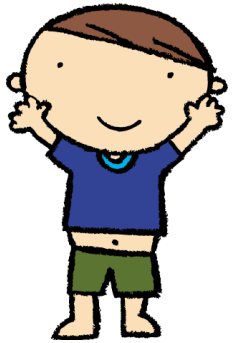
●PRTR・条例における届出種別（令和６年度把握分）

	書面	電子	合計	電子割合
PRTR	263	**1,627**	1,890	**86.1%**
条例（県所管分）	337	**662**	995	**66.5%**

全国平均は
９０%越え

電子届出のメリット

- 時間と費用の削減（印刷不要、郵送・自治体への持込み不要）
- 入力漏れ等のミスの減少
- 24時間届出が可能



愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

本日お話しする内容

1　化管法と条例の概要・違い

2　条例届出に関する注意点と電子化

3　県内のPRTR届出状況

※この資料に記載している排出量等の集計値については、表示単位未満を四捨五入により端数処理しているため、合計等の値が各数値を合計した値と異なる場合があります。
また、割合（%）は小数第２位を四捨五入により端数処理しているため、各項目の合計値が100%にならない場合があります。

令和６年度排出量等 ～他都道府県との比較～

（単位：トン/年）

順位	届出排出量		届出外排出量		全排出量		届出移動量	
1	**愛知県**	**10,310** ↑	東京都	17,600 ↑	**愛知県**	**22,278** ↑	**愛知県**	**35,970** ↓
2	山口県	8,116 ↓	**愛知県**	**11,968** ↑	東京都	18,884 ↑	福岡県	20,213 ↑
3	静岡県	7,413 ↓	北海道	11,127 ↓	北海道	14,863 ↓	岡山県	18,996 ↑
4	広島県	7,230 ↑	大阪府	9,392 ↑	静岡県	13,560 ↓	兵庫県	16,824 ↑
5	福岡県	6,101 ↓	千葉県	8,121 ↓	神奈川県	13,315 ↑	茨城県	15,724 ↑
	全国合計	137,135 ↓	全国合計	193,133 ↓	全国合計	330,268 ↓	全国合計	271,101 ↑

注1) 表中の矢印（↓,↑）は、前年度からの量の増減を示したもの。
注2)全排出量＝届出排出量＋届出外排出量

令和６年度　～排出量の内訳～

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

国による推計値（届出外排出量）

11,968トン （53.7%）

乗り物からの排出
1,389トン



自動車
鉄道
船　　など

家庭からの排出
2,137トン



合成洗剤
防虫剤
接着剤　　など

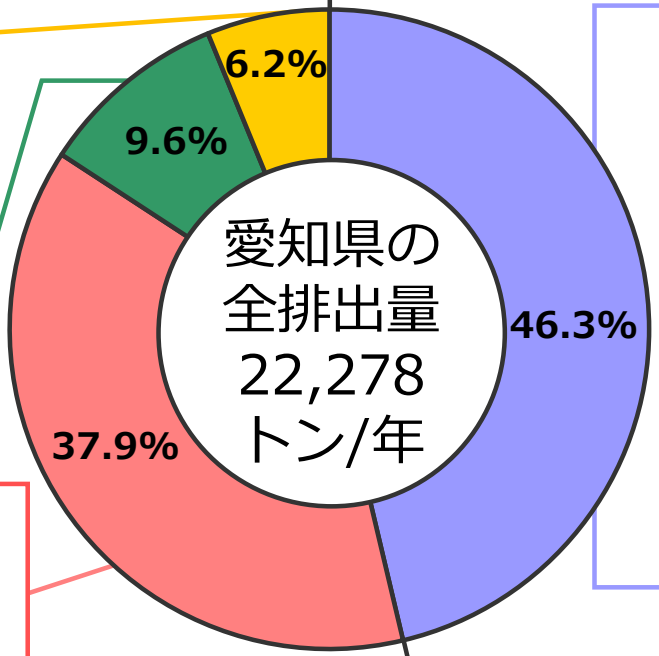
届出対象外事業所からの排出
8,441トン



届出外対象業種
非対象業種（農業など）

届出の集計値（届出排出量）

10,310トン （46.3%）



届出事業所からの排出
10,310トン



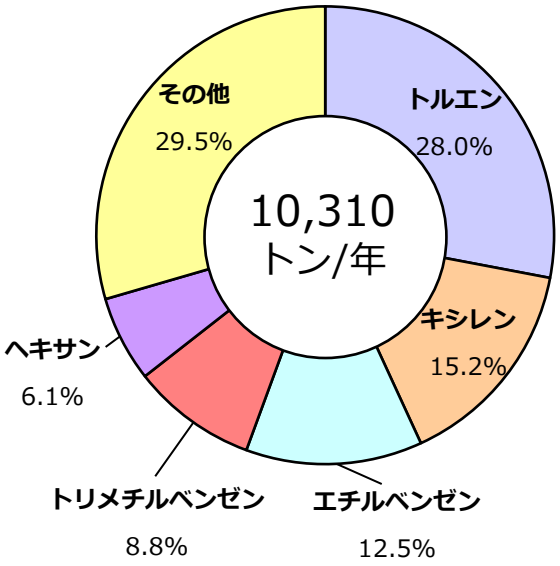
【届出対象事業所】

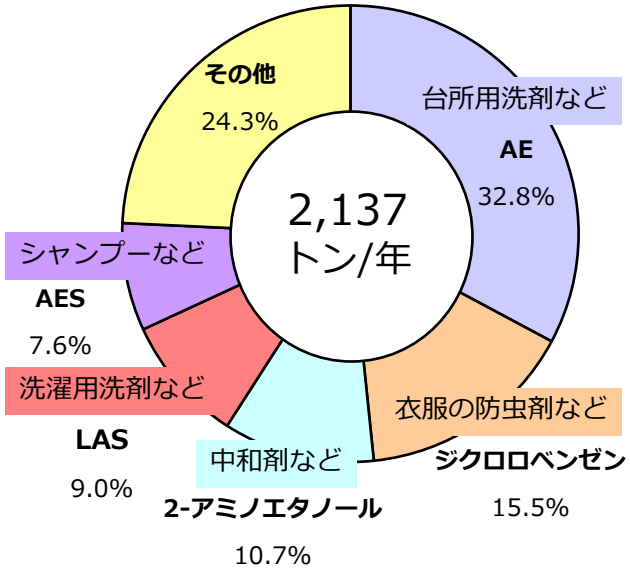
年間取扱量	１トン以上
従業員数	21人以上
対象業種	製造業など24業種

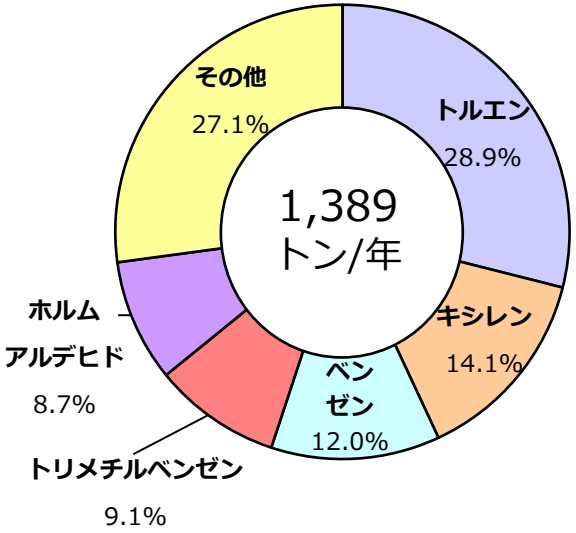
※　国では、届出対象とならない事業所や家庭、乗り物などからの排出量を推計しています。
これを**「届出外排出量」**といいます。

※　愛知県は**排出量**と**届出事業所数**(1,890)が、共に**全国で1番多い**県です。

令和６年度　排出量上位5物質







事業者からの排出
（届出）



トルエン、キシレン、エチルベンゼンは塗料の溶剤、合成原料などとして使用されています。

家庭からの排出
（届出外）



洗剤などの成分は川や海などに排出され、衣服の防虫剤として使用されているジクロロベンゼンなどは大気中へ排出されています。

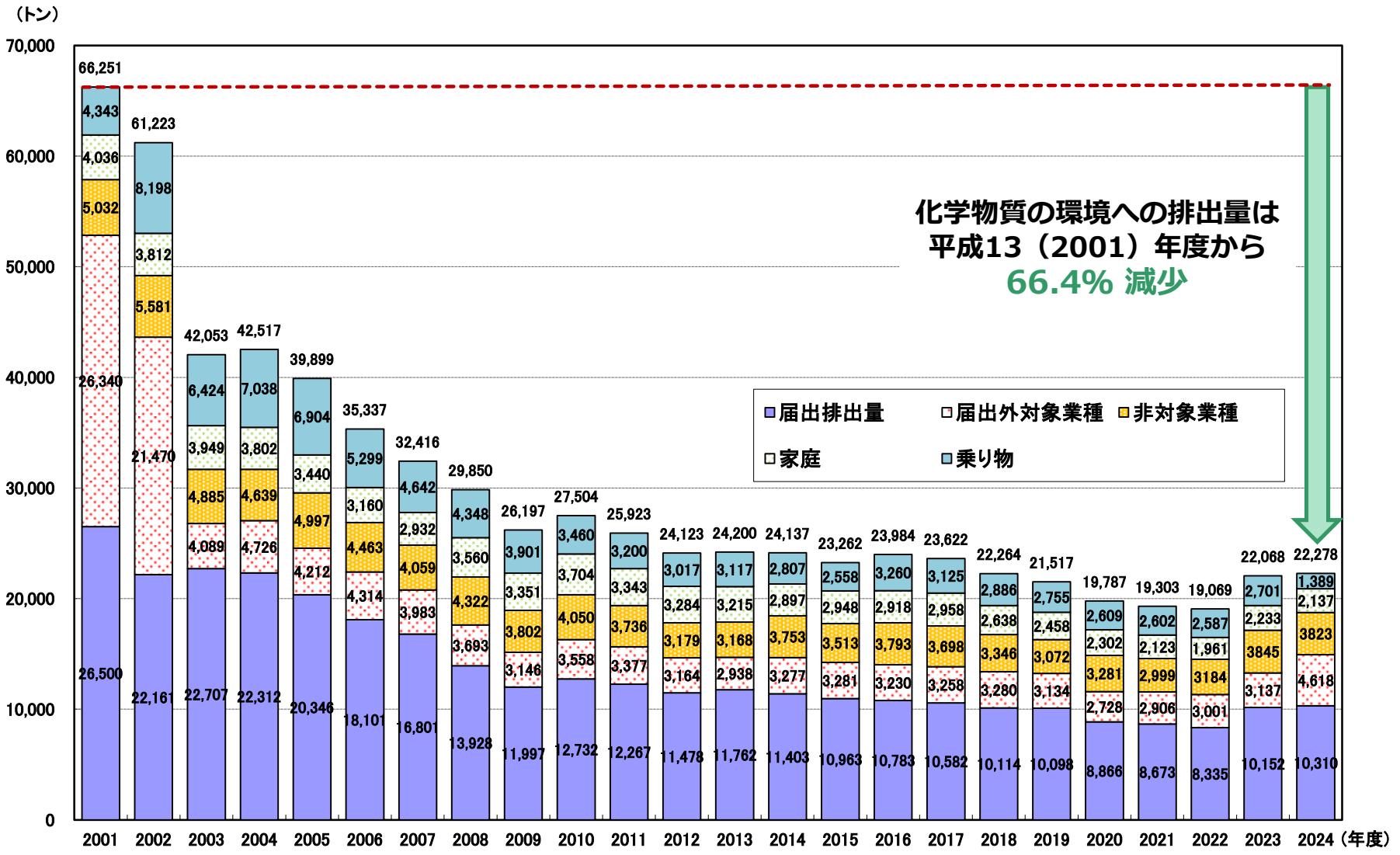
乗り物からの排出
（届出外）



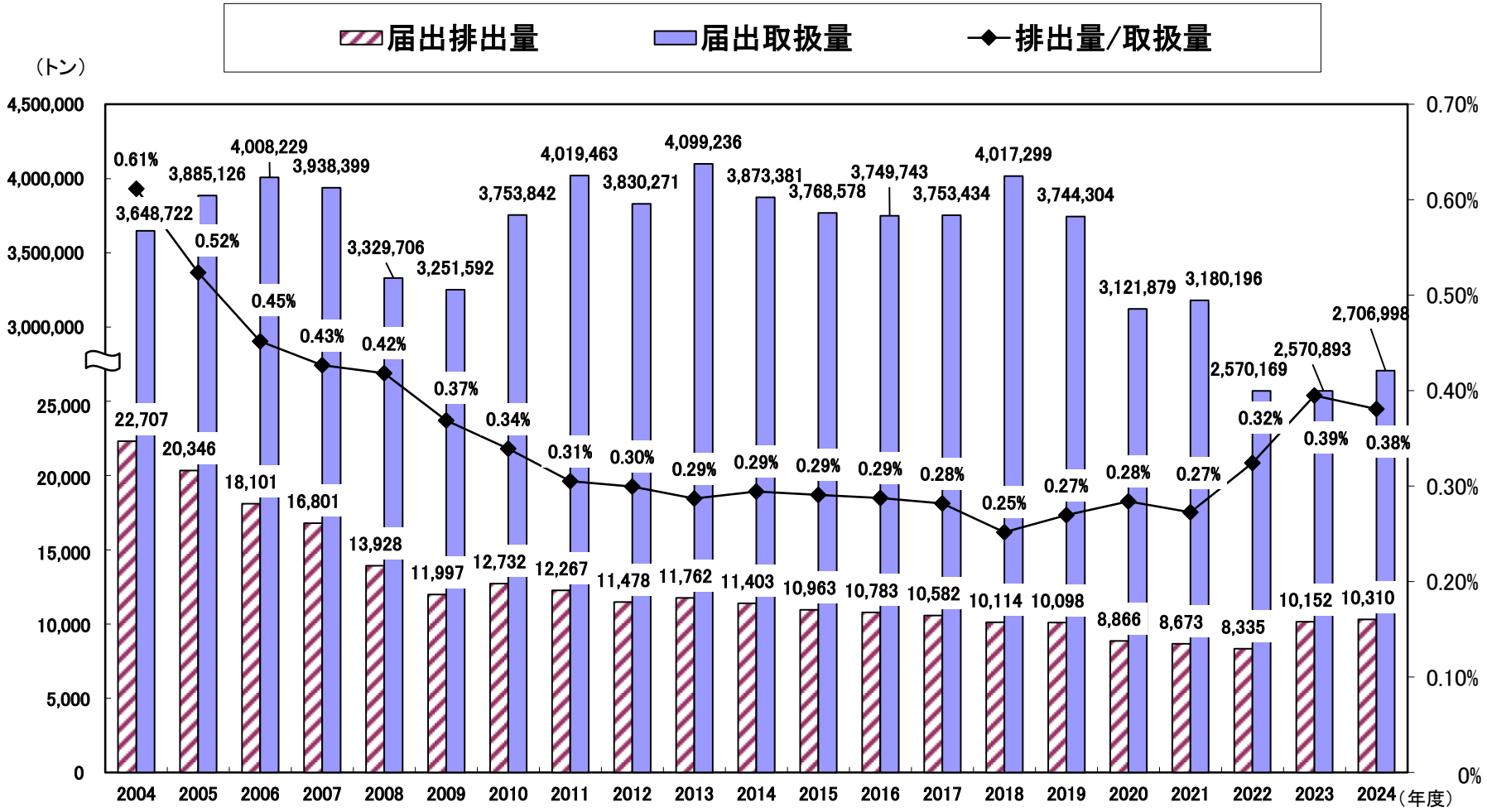
上位５物質は自動車、鉄道、船舶などの排出ガスに含まれています。

AE：ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル、　LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
AES：ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム

本県における化学物質全排出量の経年変化



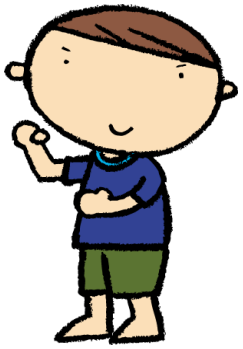
本県の届出排出量と届出取扱量の経年変化

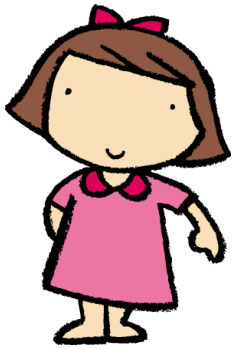


化学物質による環境リスクを低減するためには？

- 人や生態系に対し、**より有害でない製品を設計**する
- 消費者等に**分かりやすく表示**する
- **設備改善、リスクの小さい化学物質への転換**等
- **適正管理**により、環境への排出量を低減
- 事故が発生した時は、**影響を最小限にくい止める**

など

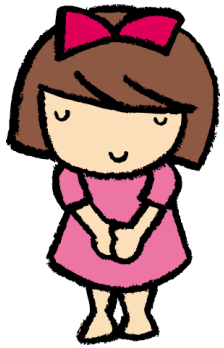




愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

ご視聴ありがとうございました。





動画視聴後はアンケートへのご協力をお願いいたします。

アンケートはこちら

https://forms.cloud.microsoft/r/LsTAG2Q3qq

講演に対する質問はこちら

https://forms.cloud.microsoft/r/p4dLjtKXZj

（参考）

PRTR制度・条例(化学物質関係)に係る届出・お問合せ等窓口（愛知県以外）

愛知県
名古屋市 City of NAGOYA

次に掲げる市内の事業所については、各市の所管となります。

- **名古屋市　環境局地域環境対策課**　052-972-2697
  （名古屋市Web）https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-17-0-0-0-0-0-0-0.html
- **豊橋市　環境部環境保全課**　0532-51-2388
  （豊橋市Web）　https://www.city.toyohashi.lg.jp/45126.htm
- **岡崎市　環境部環境保全課**　0564-23-6194
  （岡崎市Web）　https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1108/1154/p024367.html
- **一宮市　環境部環境保全課**　0586-45-7185
  （一宮市Web）https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kankyou/kankyouhozen/1044306/1044308/1010017/index.html
- **豊田市　環境部環境保全課**　0565-34-6628
  （豊田市Web）　https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyouhozen/1004214.html

（参考）

PRTR制度・条例(化学物質関係)に係る届出・お問合せ等窓口（愛知県）

政令市・中核市以外の市町村内の事業所については、愛知県が所管となります。

- **愛知県　環境局環境政策部環境活動推進課**　052-954-6212
  （愛知県Web）https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/
- **東三河総局　環境保全課**　0532-35-6112
- **新城設楽振興事務所　環境保全課**　0536-23-2117
- **尾張県民事務所　環境保全課**　052-961-7254/7255
- **海部県民事務所　環境保全課**　0567-24-2131
- **知多県民事務所　環境保全課**　0569-21-8111（代表）
- **西三河県民事務所　環境保全課**　0564-27-2875/2876
- **西三河県民事務所　豊田加茂環境保全課**　0565-32-7494